

## 令和 7 年第 5 回農業委員会総会議事録

|                                 |                                    |                                       |   |   |   |     |        |
|---------------------------------|------------------------------------|---------------------------------------|---|---|---|-----|--------|
| 開催日時                            | 令和7年5月21日                          |                                       |   |   |   | 自   | 13時25分 |
|                                 |                                    |                                       |   |   |   | 至   | 14時09分 |
| 場所                              | 壮  瞥  町  役  場           大  会  議  室 |                                       |   |   |   |     |        |
| 出席状況                            | 出席委員                               |                                       |   |   |   |     |        |
|                                 | 委員                                 | 1                                     | 番 | 毛 | 利 | 文   | 康      |
|                                 | 委員                                 | 2                                     | 番 | 堀 | 口 | 英   | 男      |
|                                 | 委員                                 | 3                                     | 番 | 畠 | 山 | 恵美子 |        |
|                                 | 委員                                 | 4                                     | 番 | 岩 | 倉 | 賢   | 一      |
|                                 | 委員                                 | 5                                     | 番 | 木 | 村 | 大   | 作      |
|                                 | 委員                                 | 6                                     | 番 | 佐 | 藤 | 慶   | 太      |
|                                 | 委員                                 | 7                                     | 番 | 松 | 本 | 敏   | 春      |
|                                 | 委員                                 | 8                                     | 番 | 清 | 水 | 俊   | 一      |
|                                 | 欠席委員                               |                                       |   |   |   |     |        |
| ・ 事務局長           齋  藤  誠  士     |                                    |                                       |   |   |   |     |        |
| ・ 主      事           山  田  和  樹 |                                    |                                       |   |   |   |     |        |
| 議事日程                            | 報告第1号                              | 令和6年農地の賃借料情報の報告について                   |   |   |   |     |        |
|                                 | 議案第1号                              | 土地現況証明願いについて                          |   |   |   |     |        |
|                                 | 議案第2号                              | 令和6年度農業委員会活動計画の点検・評価の承認について           |   |   |   |     |        |
|                                 | 議案第3号                              | 令和6年度推進委員等による最適化活動の実施状況及び点検・評価の承認について |   |   |   |     |        |
|                                 | 協議第1号                              | 令和7年度標準作業賃金の決定について                    |   |   |   |     |        |
| 備考                              | 議長は、会議録署名委員に次の2名を指名した。             |                                       |   |   |   |     |        |
|                                 | 6番                                 | 佐  藤  慶  太                            |   |   |   |     |        |
|                                 | 7番                                 | 松  本  敏  春                            |   |   |   |     |        |

## 議 事 録

・会長挨拶の後、令和7年第5回農業委員会総会を宣し、日程第1議事録署名委員2名を指定し、日程第2会期の決定をした後、日程第3事務報告を読み上げた。

議長 清水 俊一

日程第4、報告第1号、令和6年農地の賃借料情報の報告について事務局長報告願います。

事務局長

報告第1号、令和6年農地の賃借料情報の報告について。

農地法第52条の規定に基づく賃借料情報について別紙のとおり報告する。次のページをお開きください。壮瞥町賃借料情報、令和6年1月から令和6年12月までの間に締結、公告された賃貸借における賃借料水準10アールあたりは以下のとおりとなっています。

### 1 田（水稻）の部

締結、公告された地域名ですが、上地域・中地域・下地域というように田と畑と分けております。上地域は湖畔沿いと滝之町地区、中地域は立香・久保内・南久保内地区、下地域は上久保内、蟠溪、幸内、弁景地区となります。上地域の平均額は7,100円、最高額は10,000円、最低額は5,300円、データ数は6です。中地域、平均額は20,000円、最高額20,000円、最低額20,000円、データ数は1です。下地域、下地域については平均額6,200円、最高額6,245円、最低額6,245円、データ数は2です。壮瞥町の平均は11,100円、データ数は9でございます。このデータの数というのは集計に用いた筆数になります。

### 2 畑（普通畑）の部

上地域、平均額7,600円、最高額10,000円、最低額5,000円、データの数は28です。中地域、平均額8,500円、最高額20,000円、最低額1,055円、データの数は34です。下地域、平均額4,900円、最高額5,000円、最低額3,462円、データの数は19です。畑の壮瞥町平均は7,000円、データ数81となっております。なお、上中下各地区の平均額は、算出結果を10円以下に切り捨てしています。

報告は以上です。

議長 清水 俊一

ただいま事務局長が報告をいたしました。このことについて特に質問がなければ報告済といたします。よろしいでしょうか。

—————「よろしいです」という声あり—————

議長 清水 俊一

続きまして、日程第5の内、議案第1号、土地現況証明願いについて事務局長説明願います。

事務局長

議案第1号、土地現況証明願いについて。このことについて、次のとおり証明願出があったので提出し意見を求めるものであります。

1 所在地番 壮瞥町字●●●● 公簿地目 ● ●●●m<sup>2</sup>  
合計●●●●m<sup>2</sup>

現況 農地採草放牧地以外  
区分 民地  
利用状況 ●●  
願出人 ●● ●●  
願出理由 地目変更

2 所在地番 壮瞥町字●●●● 公簿地目 ● ●●●m<sup>2</sup>  
字●●●● ● ●●●m<sup>2</sup>  
合計 ●●●●m<sup>2</sup>

現況 農地採草放牧地以外  
区分 民地  
利用状況 ●●・●●  
願出人 ●● ●●  
願出理由 地目変更

なお、番号1について願出人の希望は「●●」への変更、番号2について願出人の希望は、●●については「●●」、●●については「●●」への変更となっているのと、議案の後ろに図面等を添付しておりますので併せてご覧ください。

説明は以上です。

議長 清水 俊一

ただいま事務局長が説明をいたしました土地現況証明願いについて審議するわけですが、土地現況証明は現地調査によって決定するものでございます。

しかしながら番号1については、令和●年●月●日に、番号2については、令和●年●月●日にそれぞれ地区担当委員3人で現地調査を行っておりますので、地区担当委員よりご意見をいただいて現地調査に代えさせていただきたいのですけれど、そのことについてよろしいでしょうか。

—————「異議なし」という声あり—————

議長 清水 俊一

それでは異議なしということで、番号1、●●について、代表して畠山恵美子委員からご意見をいただきます。

3番 畠山委員

番号1の案件につきましては、●月●日に地区担当委員の●●委員と●●委員と私の3人で現地を確認しております。

申請者は、●から●●に変更したいとの出願ですが、農地内にプレハブの作業小屋が立っているのと、当該地番前の町道の拡幅改良工事により、路面の高さが改良前より高くなった結果、当該地番の雨水を排水するため舗装を張り、排水枡と側溝を町で設置しており、農地として再び活用をすることは、難しい土地条件であると確認されました。

私たち農業委員としては、●●に転用して将来何か土地の活用が可能になればと願いながら、申請者が提出しています出願のとおり許可することが相当と思います。

議長 清水 俊一

ただいま畠山恵美子委員から、現況は農地・採草放牧地以外で、利用状況は「●●」との意見がありましたが、他にご意見はございませんか。

—————「ありません」という声あり—————

議長 清水 俊一

特に発言がなければ、番号1は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—————「異議なし」という声多数—————

ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

次に番号2についてを審議するわけですが、議事に参与することができない委員がおりますので、会議規則第10条の規定により●●委員は議事に参与できないので退場を求めます。

暫時休憩いたします。

暫時休憩を閉じ会議を開きます。

それでは番号2、●●と●●について、代表して毛利委員からご意見をいただきます。

#### 1 番 毛利委員

番号2の案件につきましては、●月●日に地区担当委員の●●委員と●●委員と私の3人で現地を確認しております。申請者は、●●は●から●●に、同●●は●から●●に変更したいとの出願ですが、●●はカラマツが植わっており、同●●は雑木が繁茂し、いずれも農地として再び活用をすることは、難しい土地条件であると確認されました。

私たち農業委員としては、●●は●から●●に、同●●は●から●●に転用して将来何か土地の活用が可能になればと願いながら、申請者が提出しています出願のとおり許可することが相当と思います。

議長 清水 俊一

それでは番号2について、ご意見、ご質問を伺います。

—————「ありません」という声あり—————

議長 清水 俊一

特に発言がなければ、番号2については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—————「異議なし」という声多数—————

ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

ただいま番号2の審議が終了しましたので、●●委員を復席させます。暫時休憩をいたします。

暫時休憩を閉じ会議を開きます。

次に、日程第5の内、議案第2号、令和6年度農業委員会活動計画の点検・評価の承認についてを議題といたします。事務局長説明願います。

事務局長

議案第2号、令和6年度農業委員会活動計画の点検・評価の承認について。

次のページをお開きください。令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表ということでまとめました。

I 農業委員会の状況（7年4月1日現在）1枚目に記載されている内容につきましては、基本は農林業センサスの数字を載せているので説明の方は省略させていただきます。続きまして次のページ。

II 最適化活動の実施状況になります。1最適化活動の成果目標について（1）農地の集積で①現状及び課題、現状管内の農地面積は1,480ha、これまでの集積面積は1,044ha、集積率は70.5%で課題は新たに遊休農地とならないよう遊休農地発生防止の呼びかけと、早期発見に努めることが重要。②目標については、農地の集積の目標年度は14年度、今年度の新規集積面積は2ha、今年度末の集積面積（累計）は1,046haで集積率80%、農地面積1,480ha、今年度末の集積率70.7%でした。③実績から報告いたします。今年度の新規の集積面積は21.82ha、今年度末の集積面積は1,065.8ha、目標に対する達成状況は101.8%で農地面積は1,480haで今年度末の集積率は72.0%となっております。ここに係る農業委員会の点検結果として、活動は計画どおり実施し、農地の集積目標を1.8%上回る結果となったと記載いたしました。

続きまして（2）遊休農地の発生防止・解消について。こちらも①現状及び課題。直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況ですが、1号遊休農地の面積は2.7haうち緑区分の遊休農地面積は2.7ha、うち黄色区分の遊休農地面積はありませんでした。現状は高齢化や後継者がいない農家で遊休農地化が進む事が懸念され、農地の売買や賃借をスムーズに進めることができるかが課題。②目標については、ア既存遊休農地の解消、a緑区分の遊休農地の解消ということで令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積は2.9ha、緑区分の遊休農地の解消目標面積は1.0haこれは令和3年度の利用状況調査における緑区分の面積の5分の1の面積を記載すると四捨五入になりますので1

ha になります。b 黄色区分の遊休農地の解消、令和 3 年度の利用状況調査における黄色区分の遊休農地はありませんでした。イ新規発生遊休農地の解消ですが、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積はありませんでした。③の実績です。ア既存遊休農地の解消、a 緑区分の遊休農地の解消ということで今年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積はありませんでした。今年度の目標に対する達成状況は 0 % です。b の黄色区分の遊休農地の解消ですが、黄色区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況は黄色区分の遊休農地が無いため、工程表は策定していませんでした。イ新規発生した緑区分の遊休農地の解消。前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積はありませんでした。④のその他は、農地の利用状況調査実施時期ですが、令和 6 年度は実施しておりません。調査結果取りまとめ時期も実施しておりません。1 号遊休農地の面積は 1. 5 ha、うち緑区分の遊休農地 1. 5 ha、うち黄色区分の遊休農地はありません。調査実施時期、調査取りまとめ時期についてですが、遊休農地について相続協議不調により所有者が決まらないため、意向確認を発出できない状況となっている。このため取りまとめは実施しませんでした。これは●●さんの亡くなったお父さんの土地で所有者は●●さんになってますので、相続協議が不調であるということの状況になっております。

農業委員会の点検結果、遊休農地については、相続協議不調により所有者が決まらないため、意向確認を発出できない状況が続いていると書かせていただきました。

(3) 新規参入の促進。①現状及び課題まずは課題。現状です、6 年度新規参入者は 3 経営ありました。●●と●●、●●です。面積は 3 1. 8 ha。5 年度新規参入者は 2 経営体の●●と●●で面積は 2. 2 ha。4 年度の新規参入者は 1 経営体でこれは●●で 7. 8 ha でした。課題として、壮瞥町担い手総合支援協議会が中心に行っていることから、協議会と連携を取りながら担い手の育成を実施しているが、新規参入者の希望に添う農地の確保が難しい。②の目標は令和元年度の権利移動面積は 5 6 ha、令和 2 年度は 9 3 ha、令和 3 年度は 4 9 ha 以上 3 力年の平均は 6 6 ha。新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積は 6. 6 ha です。

次のページで③の実績です。新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積はありませんでした。これに対する達成状況もありません。参考までに新規参入者の参入状況ですが参入経営体数は 2、取得農地面積は 2 7. 6 ha です。ここで差が出ているのは●●については農地を取得しておりませんのでその分で差し引きし

ているということになります。点検結果は令和6年度は、参入経営体数は目標を達成したが、参入面積の目標は達成することができませんでした。

2 最適化活動の活動目標では（１）推進委員が最適化活動を行う日数目標ですが、一人当たりの活動日数は月に２日、最適化活動を行う農業委員の人数は８人ということになります。（２）活動強化月間の設定ですが①の目標として、活動強化活動月間の設定回数は３回。取組時期は９月と１１月に農地パトロールを実施し、遊休農地の発見・解消に努める。１１月と２月に利用集積による農地の集積を図る。９月、１１月、２月の３回ということになります。②実績として活動強化月間の設定回数として３回、取組時期は８月と１１月。強化月間の結果として８月２８日（例年９月の上旬頃に農地パトロールを実施していたが、気温が高く水稻の稲刈りが早まるとの情報もあり農業委員が繁忙期となるため、８月に実施と１１月２６日に農地パトロールを実施しております。１１月と２月に集積の更新を時期を迎え、新たに集積の締結を考えている方や更新を行わない方に対し、農地の利用集積について声かけや情報提供を行い、利用集積につなげております。

（３）新規参入相談会への参加。①の目標は新規参入相談会への参加回数は１回、開催時期は４月～３月の通年、相談会名は新規参入者相談会（就農認定審査会）をこれにあてております。参加数は１人開催場所は壮瞥町役場、相談会の内容は新規参入希望者の希望を聞き取り、農地の斡旋を行う。②実績です。新規参入相談会というのは１回、開催時期は令和７年２月６日、相談会名は新規就農研修者相談会（就農認定審査会）をこれにあてております。参加人数は１人、開催場所は壮瞥町役場、相談会の内容は新規就農研修者の希望を聞き取り、今度農地の取得について協議を行う事とした。目標の達成状況の評語ですが目標どおり結果が得られた。

推進委員等の点検・結果につきましては、残念ながら目標に対して期待をやや下回る結果となったというかたちで記載させていただきました。

なお、本件は議決後に町のＨＰに掲載し、公表することになりますのでご了承ください。

長くなりましたが説明は以上です。

議長 清水 俊一

ただいま、事務局長より説明のありました令和６年度農業委員会活動計画の点検・評価の承認についてご意見ご質問を伺います。

議長 清水 俊一

ご意見ご質問ございませんか。

—————「ありません」という声あり—————

議長 清水 俊一

特にご意見ご質問なければ、原案のとおり議決することにご異議ございませんか。

—————「異議なし」という声多数—————

議長 清水 俊一

それではご異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

暫時休憩いたします。

暫時休憩を閉じ会議を続けます。

次に日程第5の内、議案第3号、令和6年度推進委員等による最適化活動の実施状況及び点検・評価の承認についてを議題といたします。

事務局長説明願います。

事務局長

令和6年度推進委員等による最適化活動の実施状況及び点検・評価については、本来は各農業委員が個別の活動について自ら点検・評価を記入するものですが、令和6年度も事務局で作成したものを事前に各委員に送付し、内容確認をいただいております。●●委員から加筆・修正の連絡があり、●●委員、●●委員、●●委員については、郵送した内容に●月●日●●所有農地の現地確認をいただいた部分を加筆・修正させていただいておりますが、それ以外の委員からは特に加筆・修正箇所の連絡はありませんでしたので、本日そのまま提案させて頂いております。

この後、委員1人ごとに活動内容の確認をいただき、ご意見を2の農業委員会による点検・評価の欄の総会で出された意見の欄に記載します。

全体としての評語につきましては、委員それぞれの活動の結果から勘案して記入してありますので、ご確認ください。

本件は委員個人の実施状況及び点検・評価となり、本来であれば、自らの案件の際には議事に参与することができないため退場することになりますが、委員が入退場を繰り返すと審議に時間がかかるため、委員一

人づつ審議をしますが、その都度退場は求めずに取り進めさせていただけるかお計りしたいと思います。

説明は以上です。

議長 清水 俊一

それでは本件につきましては、只今事務局長が説明したとおり、委員自らの案件ですが、退席せずに審議をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

—————「異議なし」という声あり—————

ご異議なしと認め、本件については委員は退席せずに審議することに決定します。

それではここからは議席番号順にご意見を伺います。最初に毛利委員の実施状況及び点検・評価についてご意見ご質問ございませんか。

—————「ありません」という声あり—————

次に堀口委員の実施状況及び点検・評価についてご意見ご質問ございませんか。

—————「ありません」という声あり—————

次に畠山委員の実施状況及び点検・評価についてご意見ご質問ございませんか。

—————「ありません」という声あり—————

次に岩倉委員の実施状況及び点検・評価についてご意見ご質問ございませんか。

—————「ありません」という声あり—————

次に木村委員の実施状況及び点検・評価についてご意見ご質問ございませんか。

—————「ありません」という声あり—————

次に佐藤委員の実施状況及び点検・評価についてご意見ご質問ございませんか。

—————「ありません」という声あり—————

次に松本委員の実施状況及び点検・評価についてご意見ご質問ございませんか。

—————「ありません」という声あり—————

次に清水委員の実施状況及び点検・評価についてご意見ご質問ございませんか。

—————「ありません」という声あり—————

それでは農業委員会による点検・評価の欄については、只今出されました意見を記載し、全体としての評価は委員それぞれ記載のとおりしたいと思います。これにご異議ございませんか。

—————「異議なし」という声あり—————

ご異議なしと認め、そのとおり取り進めることに決定します。  
本日附議された案件は全部終了いたしました。